

近世佐賀の芸能興行(一)

—歌舞伎・人形浄瑠璃を中心として—

土井順一

まえがき

江戸時代に佐賀藩で興行された芸能には、能・田楽・踊・浮立・歌舞伎・人形浄瑠璃などがあった。このうち、浮立については、現在も佐賀県内の随所で演ぜられることもあってか、多くの研究がある。しかし、歌舞伎や人形浄瑠璃については、つい最近まで研究者にほとんど注目されることがなかったようである。

地方の芸能、とりわけ歌舞伎や人形浄瑠璃は、三都のそれに比して質的にも量的にも見劣りすることは否めない事実ではあろうが、芸能興行史、あるいは地方文化史としての視点でとらえるならば、それは重要な意味を持つてくる。

一 研究史

佐賀藩における歌舞伎興行についての従来の報告に、『佐賀県の歴史』の次のような記述がある。対馬藩田代領の九品念仏宗徒の記述に続けて書かれた部分である。

ついでに九品念仏宗の名は、佐賀藩では元禄以前の宗門方の人口統計にもみえる。佐賀藩でその信者をのちにはもっぱら叩たたとよんだのは、鉢叩きはちたたきをつづめたもので、かねて茶釜をつくって米にかえ、芝居を興行し、とくに空也上人の遠忌には追善の芝居を興行した。また新年には佐賀城の玄関式台でめでたい獅子舞を奉納したが、そのほかにも大家には叩の獅子舞が来訪することが、新年には欠かせない佳例の行事とされていた。^①

右は、『雨中の伽』の「歌舞伎」の項に基付いて書かれたようであ

るが、これによって佐賀藩では、主として「叩たたき」と称される俳優達が歌舞伎を上演していた事実が知られる。

ところで、角田一郎氏編『農村舞台の総合的研究』(桜楓社、昭和四六年五月刊)には、往時をしのばせる佐賀県内の多数の舞台の紹介がある。このように、『佐賀県の歴史』や『農村舞台の総合的研究』による紹介があったにもかかわらず、佐賀藩における歌舞伎や人形浄瑠璃の研究はその後進展しなかった。

このような研究状況であったので、筆者も一時は歌舞伎などの興行記録はないのかと思ったが、しかし、調査を進めて行くうちに、存外多くの資料が埋れていることが判明した。例えば、『鹿島藩日記』、『雨中の伽』、『野田家日記』、『皿山代官旧日記覚書』などがある。これらについては、一部既に報告した^④。

また、最近になり部落史研究者による資料の精力的な発掘が始まった^④。それは、諫早家、多久家、蓮池藩、小城藩などの日記類に記載される、いわゆる藩政資料中の記事の紹介である。これらの日記類に佐賀本藩やその他の家のそれを加えると、二千数百冊にものぼるようである。我々は膨大な資料の宝庫の前に立たされたのである。従来、佐賀藩関係のかかる芸能記事は学界に全く報告されていなかったもので、それら総ての日記類から芸能記事が抽出整理された既には、佐賀藩のみならず近世の地方芸能興行史の非常に貴重な資料となるであろう。

とまれ、本稿では、それらの資料を総て調査し得た訳でなく、中間的発表にならざるを得ないのであるが、一応資料の紹介をかねて少しく述べてみたいと思う。

註① 城島正祥氏、杉谷昭氏著『佐賀県の歴史』(山川出版社、昭和四十七年九月刊)一三七ページ。

② 佐賀藩土堤主礼が、文化八年(一八一)五月頃から翌九年にかけて編纂したと考えられる、「文学」「天文」「和歌」など四八部門におよぶ佐賀の諸道諸芸のエンサイクロペディア。『隨筆百花苑』(中央公論社、昭和五六年六月刊)第一五巻に翻刻がある。

③ 『佐賀の文学』(新郷土刊行協会、昭和六二年一月刊)近世篇、「庶民文芸の諸相」。芸能史研究会例会(昭和六一年九月二日)で「近世佐賀芸能小考」と題して口頭発表し、一部は「近世佐賀の芸能興行」として『京都新聞』(昭和六一年二月九日)に発表。

④ 大園隆二郎氏「諫早家日記類にみる元禄元年から五年に至る記事について」(『佐賀部落解放研究所紀要 部落史研究』第一号、昭和五九年三月)、「多久家『御屋形日記』から」(同上)第二号、昭和五九年二月)、「中村久子氏『蓮池鍋島家』請役所日記」から、「小城鍋島家『小城藩日記』から」(『小城鍋島家』小城藩日記目録)から(同上)第三号、昭和六一年二月)。「多久家は、天和二年(一六八二)から元禄一六年(一七〇三)まで。蓮池藩は、宝永元年(一七〇四)から元禄元年(一七三六)まで。『小城藩日記』は、宝永三年から正徳元年(一七一)まで。『小城藩日記目録』は、延宝六年(一六七八)から元禄元年まで。

二 佐賀藩の芸能政策

芸能興行について考える時、それが為政者の政治の影響を受けやすいものであるだけに、幕府や藩主の政治姿勢について気くばりが必要である。また地方の芸能興行の場合は、それに加えて天変地異に関する配慮も必要となってくるが、ここでは佐賀藩の芸能政策についてのみ確認しておく。

まずその前に、佐賀藩の政治機構は複雑な面があるので、その点について『佐賀市史』第二巻^①により記しておく。

佐賀藩は、大友氏や島津氏とならんで九州を三分する程の勢力のあった戦国大名、龍造寺隆信が天正一二年（一五八四）島原で戦死した後、家老であった鍋島直茂が実権をにぎり、その子の勝茂が確立したものである。勝茂は慶長五年（一六〇〇）関ヶ原の戦いで西軍に味方して敗れたが、家康に陳謝し、柳川の立花氏を討伐することによってその罪を免れた。そして、慶長一八年（一六一三）に肥前国三十五万七千三十六石余を安堵され、佐賀藩の基礎を固めていくのである。勝茂は、元和から寛永にかけて、長男元茂を小城に、三男直澄を蓮池に、五男直朝を鹿島にそれぞれ分封した。また、龍造寺一族を多久、武雄、諫早、須古に配し、それぞれ知行地を与えたのである。これらが大配分とするが、これ以外にも家老や着座と呼ばれる藩政の樞機担当の家柄を、大配分格小配分として、これにも知行地を与えた。そして三支藩はもとより、大配分、大配分格小配分には、それぞれの家臣への知行権や領内での司法・警察権など、いわゆる自治権を認めていたのである。

大配分などを一瞥するために、『佐賀県の歴史』に記載されている表を左に掲げておく。

ところで、時代が下ってくると佐賀本藩は少しずつ支配権を強化し、天和三年（一六八三）には『三家格式』を制定して小城・蓮池・鹿島の三支藩もその支配下に置くようになった。このことはしかし、勝茂が当初から本藩の支配権もおよぶような郡方の制度をしいていた

近世佐賀の芸能興行(一)

大配分	石 高		元禄十二年人口		安政四年人口	
	石	高	人	人	人	人
三家(支藩)	小城	七三、二五二・五	三三、三五二	三五、〇〇〇		
	蓮池	五二、六二五	二五、一七二	三五、九〇〇		
親類	鹿島	二〇、〇〇〇	一一、四八四	一三、二〇〇		
	白石	二〇、二七六・五	七、一八八	八、二〇〇		
親類同格	川久保	一〇、〇〇〇	五、四三二	六、六〇〇		
	△久保田	一〇、七七〇	四、七二四	四、九〇〇		
△須古	村田	六、〇〇〇	二、一二五	二、六〇〇		
	△諫早	二六、二〇〇	三五、一七四	五三、三〇〇		
△多	△久	二二、七三四・五	一五、二五三	一七、〇〇〇		
	△武雄	二二、六〇〇	一八、〇一三	二六、八〇〇		
△須古	△古	一〇、〇〇〇	三、〇七三	二、九〇〇		

- (1) このほかに大配分に準ずるものに大配分格小配分があつて、大配分と同じ自治権をもっていた。
 (2) 安政四年の統計は十位以下を切り捨てている。
 (3) △印は龍造寺氏の一族。

ので、当然ではあつた。郡代の支配権は郡全体に及び、自治権を認められた大配分といえども、その支配下にあつた。配分地の領民は、いわば二重の支配下にあつたのである。

さて、右のように複雑な政治機構であるが、佐賀藩の芸能政策についてはどのような方針がとられていたのであろうか。

佐賀藩の基礎は、勝茂によって築かれたことは既に述べたが、彼が定めた藩法は多く、後代の藩政の基準とされた。ことに慶安五年（一六五二）に集成され、明暦元年（一六五五）に改訂された藩法集『鳥ノ子帳』は、最も重視されたものである。その中に芸能に関する法令

が載るので、左に掲出してみよう。

一、跳并浮立(宋書)一其外能舞操之類||此廉七本帳写||原注一停止之

事、

但シ、仕候ハて不叶時は、郡代へ申届、其上ニ一本伯耆ナシて伯耆・主水・玄蕃へ相尋、下知次第可仕事、

一本、但シ、祭礼ニ付而仕来之所ハ格別候条、主水・玄蕃墨付を以許置候、其外若仕候ハて(||原注)

(略)

明暦元年

七月十二日 信濃守

一本、山城守舞之||原注
鍋嶋山城守殿

多久美作殿

鍋嶋左京殿

諫早豊前殿

鍋嶋伯耆殿

鍋嶋主水殿

鍋嶋玄蕃殿^⑤

右によって、明暦元年七月の時点では、踊、浮立、能、舞、操などは原則として禁止されていたことが知られる。しかし、どうしても上演したい場合には、郡代へ届け出ることができたようである。また、『鳥ノ子帳』の一本には、祭礼で上演してきているものについては格別のお許しがあったことが記されている。

これを要するに、佐賀藩の芸能政策は、踊、浮立、能、舞、操などの芸能は、原則として禁止するが、祭礼時に上演するものについては問題なく、しかも特別な理由がある場合(例えば雨乞など)にも許可することがある、というものであった。

なおこの政策は、後世も基本的には変わらなかったらしいことが、以下に示す二つの例からも窺われる。

一つは、貞享三年(一六八六)六月二二日に出されたお触れにも、「躍并浮立其外能、舞、繰之類停止、但祭礼ニ付而仕来候所ハ各別」とあること、また、本藩八代藩主治茂が、明和九年(一七七二)九月から行った藩政改革にさいして出した法令にも、勝茂の政策が踏襲されていること、があげられる。

一、踊并浮立其外能・舞・操之類、前々より之停止ニ候、尤神事祭礼ニ付ていたし来候処は、主水・玄蕃墨付を以、差免候様鳥子帳御書載被置候、恒例之所たり共、是迄之通、蔵方頭人承之、尚又相調子請役所申達可差免候、致来と候而も随分手輕仕候様可申付候事、
(略)

以上、これらのことから、佐賀藩での芸能興行は、主に祭礼と一体的な存在であったことが知られるであろう。なお、言うまでもないが、このことは武士以外の一般の庶民に対する政策である。従って後に紹介する資料から知られるように、武家では祭礼の日以外にもしばしば芸能を観劇しているようである。

註① 佐賀市、昭和五二年七月刊。

② 『佐賀県の歴史』八三ページ。ここでは縦組みに変えた。

③ 『鳥ノ子御帳』「万法度」〔佐賀藩法令〕佐賀藩地方文書、へ鳥栖市史資料編第三集、鳥栖市役所、昭和四六年三月刊。九九ページ〕

④ 多久家『御屋形日記』〔佐賀部落解放研究所紀要 部落史研究〕第二号、一一二ページ〕

⑤ 『御改正御書附』〔蔵入方付而之書付〕〔註③一三六ページ〕

三 佐賀藩の芸能興行

佐賀藩では実際にはどのような芸能が興行されたのか、まずこのことについて資料を紹介しておく。ここでは、鹿島藩の日記と、牛津の富商、野田家の日記の記事を掲出する。藩関係の日記類の記事については、前述した通り、小城藩、蓮池藩、多久家、諫早家のものが既に紹介されているので、鹿島藩をとりあげる。また、野田家の日記については、文化から幕末にかけての佐賀の芸能興行の実態が窺え、しかも狂言の外題名がかなり記録されているので非常に貴重であるからである。

鹿島藩の日記は、現在、佐賀県鹿島市古枝の祐徳稻荷神社中川文庫に所蔵されている。江戸時代のもは、元禄一〇年（一六九七）の『直條公御在府日記』から慶応四年（一八六八）までの請役所日記など四七五冊がある。このうち、最初から宝永六年（一七〇九）までは、三好不二雄先生御夫妻によって翻刻されている。①ところで、元禄一六年（一七〇九）二月二五日に南里源八の部屋から出火し、請役部屋が傍であった

近世佐賀の芸能興行〔

ことから、藩の掟書をはじめ諸日記や絵図までほとんど焼失してしまった。原因は、南里のたばこの火の不始末だったようである。

それでは、以下宝永元年（一七〇四）から享保二〇年（一七三五）までの芸能興行関係記事を年表仕立で紹介しよう。

○宝永元年（一七〇四）

二月二日

晩に、たゞき残四郎等二人呼寄せ、浄瑠璃を聞く。

二月二十七日

お子様方、獅子舞上覧。

七月七日

晩に浄瑠璃を聞き、銀子苞両を与える。

八月二十七日

琴路・松岳にて上郷浮立。

鹿嶋郷浮立・おどり・狂言、丹生へ行く。昨年は浮立のみ行つ。

九月一日

お幾様（直條女）、鹿嶋郷浮立を御飯屋に呼寄せ御見物。松之助様（直條男朝英）の屋形にも浮立行く。

十一月一日

花木庭にて浅浦おどり。

十一月十九日

琴路祭礼。

十二月二日

御飯屋にて上郷躍。

○宝永二年（一七〇五）

九月二十六日

五宮神事。

近世佐賀の芸能興行(一)

九月二十八日

左京(朝英)宅へ、たつき呼寄せらる。

一〇月四日

鹿嶋郷浮立。丹生・五宮へ行く。

十一月十九日

琴路祭礼。

○宝永三年(一七〇六)

四月二〇日

花木庭にて豊後叩の踊上演。左京・お幾様も上覧。

八月十八日

鹿嶋郷浮立。五宮にて、中村・森井・土井丸三ヶ村の躍解散。

八月二〇日

丹生浮立、鹿嶋郷にて上演。

八月二一日

花木庭にて鹿嶋躍・塩田躍上演。又、左京宅にても塩田躍上演。

八月二二日

お幾様、鹿嶋郷井手村の躍を、板部舎人宅にて上覧。又、左京宅にも呼ぶ。

九月一一日

左京宅にて木庭躍上演。

九月一二日

お幾様、竹松様(直條男堅武)、板部舎人宅にて木庭踊上覧。

九月二六日

五宮祭礼。

一〇月一〇日~一二日

左京様・お幾様・竹松様、中津江叩四人の踊狂言を上覧。

一一月七日

お幾様、花木庭にて叩の踊を見物。

十一月三日

琴路祭礼。

十二月六日

能古見郷の通物、御兄弟様(幾・竹松)舎人宅にて上覧。

○宝永四年(一七〇七)

五月一九日

鹿嶋郷、旱天につき五宮で雨乞浮立。

六月二八日

抱瘡除の立願浮立が余り多すぎる為、以後この浮立は禁止。

七月三日

御兄弟様、花木庭にて中津江叩四人の踊狂言上覧。

七月四日

御兄弟様、舎人宅にて叩の踊上覧。

九月二日

鹿嶋郷浮立、丹生・五宮へ行く。

九月三日

紹龍様(直朝)、御兄弟様、塩田踊を舎人宅にて上演。

九月四日

鹿嶋郷浮立、井手村踊、本丸において上演。

九月一八日

御兄弟様、御屋形において木庭踊狂言を上覧。舞台、楽屋は前日の一七日に作る。

九月二六日

五宮祭礼。

十二月一日

琴路祭礼。今年は通物もなし。

○宝永五年(一七〇八)

一月一八日
神崎宿のあやつりについで連絡あり。

一月二二日

今日、御兄弟様、花木庭にて中津江叩（二〇人）を見物される筈の所、城之助様（光茂男）死去のため延引。

一月二四日

御兄弟様、叩の芸上覧。

一月二五日

紹龍公、木下七左衛門宅にて叩上覧。

一月二六日

紹龍公、原新左衛門宅にて叩上覧。叩達に銀子百目与える。

一月二七日

紹龍公、お幾様、豊後叩の踊狂言を上覧。外題、「花車おとり」「宝永宝つち」「曾我蓬来山三番統」「二本扇おとり」「撰津国中津川原物語三番統」「まんちゅうり」「切おとり」

一月二八日

御兄弟様、舍人宅にて佐賀叩を上覧。叩達一〇人（残四郎・伝六郎・七三郎・幸十郎・藤十郎・半二郎・平九郎・吉六・千左衛門・千兵衛）に、銀子三枚与える。

一月二九日

井手平次郎、紹龍公に豊後叩を御覧に入れる。外題、「おとり」「かみゆる衆道」「傾城石山寺三番統」「おとり」「有馬の藤三番統」「おとり」

閏一月一日

善徳寺にて豊後叩上演。

閏一月四日

久布白三左衛門、紹龍公に豊後叩を御覧に入れる。外題、「おとり」「北国田舎大臣」「まんてう売」「かるかや道心」「持丸長者三番統」「まや山三番統」「おとり」「火おとり」

閏一月六日

近世佐賀の芸能興行(一)

大膳様・大蔵様、紹龍公に豊後叩を御覧に入れる。お幾様も上覧。

二月一五日

花木庭にて豊後あやつり上演。あやつり人数九人。外題、「烏帽子折」「狂言あやをり」その他数番上演。

二月二四日

花木庭にて豊後叩上演。

二月二九日

浜中町踊。

三月一日

浜八本木踊。

三月二日

紹龍公、浜中町の痘瘡祈禱のための踊狂言上覧。

三月三日

浜中町踊、御屋形へ参る。浜八本木、花木庭にて痘瘡祭の踊狂言を上演。

三月四日

浜八本木の踊、御屋形へ参る。

三月七日

鹿嶋町踊、五宮にてあり。

三月八日

鹿嶋町踊、御兄弟様上覧。

三月一日

鹿嶋町踊、さら町踊あり。

三月二日

鹿嶋町踊狂言、御屋形にて上演。

三月二六日

月待のため鹿嶋町の市右衛門・平之允を呼び、浄瑠璃を語らせる。

四月二〇日

お幾様、舍人宅にて鹿嶋町踊狂言上覧。

近世佐賀の芸能興行(一)

七月三日

虫害のため、五宮へ浮立、琴路へ相撲、松岡へ能の立願あり。

八月二三日

鹿嶋郷浮立。五宮、丹生へ参る。踊はなし。

九月二六日

五宮神事。

十一月九日

琴路祭礼、通し物一頭のみ。

○宝永六年(一七〇九)

二月二日

本藩から儉約令のお触れ、又、「口達」として、「躍・狂言・操」などを禁止する旨通達あり。

六月三〇日

鹿嶋郷、明日、五宮において雨乞立願としての浮立を願ひ、認可される。

八月二日

鹿嶋郷浮立。

九月二六日

五宮神事。

十一月三日

琴路神事。

十一月九日

昼八ツ過紹龍公逝去(八八歳)。

○正徳元年(一七一二)

八月一六日

塩田郷、浮立躍狂言上演。

○正徳二年(一七一三)

十二月一日

琴路宮祭礼。

十二月二日

能古見郷、通物、狂言躍あり。

○正徳三年(一七一三)

九月二六日

五宮祭礼。

九月二九日

深浦踊狂言上覧。

十一月二四日

能古見祭礼、躍狂言上覧。三頭出る。

○正徳五年(一七一五)

十一月三日

琴路祭礼。

十一月四日

能古見、通物。

○享保二年(一七一七)

八月二〇日

鹿嶋郷、踊狂言。五宮、塩田へ行く。

八月二日

井手祭、浮立踊狂言上覧。

九月一日

御屋形にて木庭踊狂言あり。叩参上し、晩に踊狂言上演。

九月二日

叩、躍狂言上演。

十一月七日

中津江叩、躍狂言上演。

十一月九日～二二日
踊狂言上演。

○享保三年（一七二八）

十一月九日
琴路舞台解く。踊あり。

○享保四年（一七二九）

九月一〇日
木庭踊、上覧。

一〇月一日
木庭踊、上覧。

十一月二四日

能古見通物、御屋形へ参上。

十一月二六日

琴路舞台解、通物あり。

○享保七年（一七三二）

三月一五日

嬉野あやつり、御屋形にて上演。

九月九日

三獄山祭礼、浮立踊。

九月一〇日

木庭踊狂言。

九月一日

琴路宮において木庭踊。

九月二六日

五宮祭礼。今年から常広村による浮立踊を始める。

近世佐賀の芸能興行(一)

九月二七日

御屋形にて常広村浮立踊。

十一月二二日

琴路祭礼。

十一月二三日

能古見通物、御屋形に参上。

十一月二六日

琴路にて西牟田宿のあやつりあり。

○享保一〇年（一七二五）

九月二六日

五宮神事、踊浮立。

九月二七日

御屋形にて常広村踊狂言上演。

十一月二三日

能古見通物。

○享保一三年（一七二八）

十一月一〇日

五宮にて新蔵村踊狂言。

十一月二一日

琴路祭礼、通物。

十一月二二日

御屋形にて能古見通物。

○享保一五年（一七三〇）

八月一四日

鹿嶋郷浮立。丹生其外へ行く。

八月一五日

近世佐賀の芸能興行(一)

御屋形にて鹿嶋郷井手祭浮立上演。

九月九日

木庭祭礼。浮立、三嶽にてあり。

九月二六日

五宮神事。今年は土井丸村が狂言。

九月二七日

御屋形にて土井丸村狂言上演。

九月二八日

五宮にて狂言

十一月四日

琴路祭礼、通物。

十一月七日

御屋形にて能古見通物。

○享保一六年(一七三二)

十一月二〇日

琴路、通物。

十一月二一日

能古見、通物。

○享保一七年(一七三二)

二月二八日

琴路にて立願成就のため叩狂言上演。

十一月二〇日

琴路祭礼、通物。

○享保一八年(一七三三)

十一月四日

琴路祭礼、通物。

十一月五日

能古見、通物。西牟田踊もあり。

○享保一九年(一七三四)

八月二八日

鹿嶋郷井手祭、浮立狂言上演。塩田丹生へ行く。

九月一日

井手祭、浮立并狂言上演。御屋形へも参上。

九月九日

木庭祭礼、浮立踊上演。

九月一〇日

御屋形にて木庭浮立踊上演。

一〇月一日・三日

鹿嶋祭礼、狂言上演。

一〇月一四日

五宮にて立願成就のため狂言上演。

十一月二〇日

琴路、通物。

十一月二一日

能古見、通物。

○享保二〇年(一七三五)

八月一日

井手祭、浮立踊。

九月一一日

木庭祭礼、狂言。

九月三〇日

五宮祭礼、狂言。

一〇月一日

鹿嶋祭祀、狂言。
 一月八日
 御入部の御祝として浜中町より願い出、御屋形にて狂言。
 一月二一日
 能古見、通物。

次に、牛津の富商野田家の日記であるが、これは佐賀県小城郡牛津新町の野田家に伝えられるものである。安永元年（一七七二）から安政五年（一八五八）までが記録されている。牛津は長崎街道の宿駅で、そこで野田家は質屋を営み、やがて酒造業や制蠟業などにも手を広げた。この日記は、佐賀という一地方のみに埋れるにはあまりにも惜しい、近世の庶民生活のありさまが如実に窺える、貴重な資料である。この日記も、三好不二雄先生御夫妻の手によって翻刻されている。では左に、芸能興行記事のうち浮立などを省略したものを表として掲出する。^⑤

西曆	興行年月日	場所	芸能	役者	外題	備考
一七五九	宝曆九カ	西宮	狂言			三七舞台あり
一八〇四	文化元	戸川町	仕立狂言	千本桜		
一八二二	文化九・春	嘉瀬町 山王大権 現	芝居 狂言			上満村・下満 村の者がやる
一八二四	文化一一	徳方町	狂言			

近世佐賀の芸能興行(一)

一八二〇	文政三・春	武雄	芝居				
一八一九	文政二・一五 二・二〇	扇町 佐嘉	芝居				二ヶ所あり
一八一八	文政元・春 六・二二 九・一六	石嘉・白 日峯社 久保田	狂言 芝居 狂言				舞台一五ヶ所 あり 香椎社御年祭
一八二七	文化四・二二 五・三	嘉瀬町 高雄 伊万里	芝居 芝居 操芝居		源平布引ノ瀧		
一八二六	文化一三・二 夏 八・一九	高雄 六反田 内戸川 本町 西ノ新町 多 久 牛津 門前 佐留志 大村 柳竊・寺 史保田	狂言 狂言 狂言 狂言 狂言 狂言 狂言 狂言 狂言 狂言 狂言		御所桜堀川夜打 (東)忠臣蔵(西)平 がなせいす記 源平布引 恋女房染分手綱 鬼一法言 忠臣講釈 義仲君功記	金毘羅社開帳 一五ヶ所あり 集物	
一八一五	文化一二・秋	戸川町 大村 西川 岩倉 大町 納所 芦刈	狂言 切狂言 切物 切物 切狂言		ササキガンリュ 鎌倉山 イモセ山 新徳丸		

一八二二	文政四・春	佐嘉八田 本庄町 内戸川村 新宿	芝居 仕立狂言 仕立狂言	千本桜	二ヶ所あり 開帳 二百〇年祭観音 する
一八二三	文政五・春	猪留・他	狂言芝居		
一八二四	文政六・春	唐人町 みやん町 多布施口 牛津 戸川町 石原村	あやつり 芝居 狂言仕立 狂言仕立 狂言仕立	田村丸・鈴鹿合戦 忠臣義臣伝 太閤記	
一八二七	文政七・三〇	小田町馬 揚観音 山王大権	芝居 狂言	(上満村)ヒルガ小 鳴 (下満村)近江源氏	
一八三三	文政八・一	牛尾山 牛津 牛津巨福 山	にわか 狂言仕立 仕立狂言 子供鎌倉三代記	式ツ丁々	双蝶々曲輪日 記
一八三六	文政九・一	牛津	仕立狂言 子供本朝廿四孝		
一八四九	文政十・三	山王大権 現	狂言	(上満村)前太平記 (下満村)千本桜	
一八五〇	文政十一・七	嘉永二・三 一三〇一七 唐入新町 日ノ宮	狂言芝居 町人		二〇余年振り にて大入 佐嘉町々より 舞台を作る
一八五六	文政十二・一	安政三・盆後 一五〇二 稲佐宮 佐嘉新宮 敷山神社 やつり	狂言		見物人如山

註① 『鹿島藩日記』全五巻(祐徳稲荷神社、昭和五年五月〜五八年一〇月刊)。

② 『野田家日記』西日本文化協会、昭和四九年三月刊。

③ 以下の表は、既に『佐賀の文学』(新郷土刊行協会、昭和六二年一月刊)で紹介したが、同書の地域性を考え、再度掲出した。

付記

本稿執筆にあたり、祐徳稲荷神社、佐賀県立図書館、三好不二雄先生、島江邦彦氏、江頭英毅氏、碓美也子氏、金子信二氏の御援助、御教示を賜りました。記して厚く御礼申し上げます。

(未完)